

【博士学位論文要旨】

平成 28 年 6 月 21 日

一橋大学大学院国際企業戦略研究科

経営法務コース博士後期課程

ID10L001

浅川 哲郎

『米国における遺産税の歴史的考察—事業承継税制を中心に—』

第 1 本論の背景と目的

(1) 米国における遺産税

本稿は米国における遺産税、日本における相続税を歴史的に分析するものである。ひとつの起点は 2010 年の米国での遺産税廃止である。日本ではこれまで相続税の廃止など議題にもほとんど上ったことはないのに、なぜ米国では廃止という事態になるのだろうか。この問いかけに対する研究を進めて行くと比較的早期に出会った本が、マイケル・グレーツとイアン・シャピロの著作『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』である。この「デス・バイ・ア・サウザンド・カット」の本来の意味は凌遲刑(りょうちけい)という、清の時代まで中国で行われた処刑の方法のひとつのことである。これは生身の人間の肉を少しずつ切り落とし、長時間苦痛を与えたうえで死に至らず刑で、歴代中国王朝が科した刑罰の中でも最も重い刑とされ、反乱の首謀者などに科された。今回、この罪の対象となったのは遺産税という訳だ。米国の価値観を損ねる制度を、長い時間をかけて廃止させようという運動が遺産税を廃止に追い込んだということである。その米国の価値観、そして一部の米国人が憎悪の念を持つという遺産税の沿革は興味深いものとなっていった。

米国の資産税に最初に興味を持ったのは 1990 年代の話になる。当時は租税専門の公認会計士として米国ニューヨーク州にある大手会計事務所に勤務していたのであるが、日米における贈与税の課税構造の違いを利用して、タックス・プランニングを行う事例に遭遇し、相続税や贈与税などの資産税に関し興味を持つようになったのである。加えて日本とは比較にならない巨額の資産を持つ富裕層の存在や、しかも彼らが数代前の先祖

の残した資産を享受しているという事実は、米国における「富の移転」に関する課税システム、およびそれに対する米国人の考え方に関心を持った。

米国の遺産税についての研究を進めるうちに、日本におけるこの分野の先行研究が少ないことに気づかされた。その中で第二次世界大戦前に大蔵省に勤務していた野津高次郎が、米国税制全体の中で遺産税についてまとめた研究が戦前の研究として注目される。また、最近では日本においても事業承継が注目され、米国における遺産税の廃止が検討、実施されるに至って最近の事情についての研究もいくつか発表されるに至っている。例えば東北大学の渋谷雅弘教授は、米国とドイツの相続税制の動向を分析し、また米国における非公開会社株式の評価に関する優れた研究を残している。また、横浜国立大学の川端康之教授も、過去5年あまりに亘る米国の相続税（連邦遺産税）をめぐる議論を概観し、米国における連邦遺産税の現状を整理している。常葉大学の柴由花准教授は、1970年以降の政治哲学、ならびに経済学の分配に関する議論を見ながら、連邦遺産税廃止の背景と包括的所得概念に基づく税制改革案の意義について考察している。更に東洋大学の高野幸大教授は、日本における相続税制の遺産取得税への改正の議論を背景としながら、米国の連邦遺産税の制度を素材として遺産税制度の問題点について検討している。しかし、これら最近の優れた研究は、この10余年の間の米国遺産税の動向に集中しており、上記の問題意識を解決するには、より広い時代に関して調査する必要を感じ、本研究を行ったのである。

本論では第一に米国における遺産税の歴史について分析する。米国の歴史は南北戦争を起点として議論されることが多いが、本稿ではその南北戦争の前、1789年から現在までの遺産税などの資産税を分析している。そして2010年において遺産税を廃止に追い込んだ市民運動は、遺産税が米国の価値観を損ねるものであるとしている。ではその価値観とはどのようなものであったのだろうか。価値観というものは景気などの時代背景によって変遷するものである。従って各時代における相続税もしくは遺産税の制度と共にその制度を支えた背景となる「富の再配分」や「財政問題」、もしくは米国人の自分の将来に対する「楽観」性等という「米国社会の気質」などの要素を検討する。その過程では連邦議会の議論を検討しなければならないだろう。本稿では遺産税を取り巻く議論の特徴を類型化し、さらに最近注目を浴びている行動経済学的手法を取り入れ、新たな視点をも加えて特徴を分析している。また特に大恐慌後に政権を担当したフランクリン・ルーズベルト大統領の租税政策については米国の以後の租税政策に大きな影響を与えることになるの

で、所得税等も含めて分析している。例えばその特徴の一つである課税の公平性の概念は、水平的公平性の確保として第3章で扱う非公開会社の価値評価システムに貢献し、垂直的公平性の確保として第4章で取り上げる世代跳梁税の創設・改正をもたらしている。更に第7章で詳述するシャープ勧告を通して、日本の租税政策にも影響を及ぼしている。ここにわが国において米国の遺産税の沿革を研究する意義があるのであるが、極めて重要な租税政策と考え、常に議論の中心に置くことになる。

第二に遺産税制度に対する民間企業の対応について議論する。具体的には大企業デュポン社を取り上げ、その創業一族がどのようにその資産を次世代へ継承していったかを分析することにする。その過程で彼らによって用いられた信託制度の活用による世代跳梁移転の存在を指摘するのである。そのような、巨額の資産を低い租税負担で移転する仕組みに対する対策を主導してきたのはフランクリン・ルーズベルト政権の租税政策に関与したハーバード大学教授のスタンレー・サリー教授であった。彼は課税の垂直的公平性を確保するために世代跳梁税の創設に関わっていくのである。このような世代跳梁税創設の経緯と現行の信託課税制度および信託を利用した事業承継について分析する。

第三に大転換期であったとされる、この10余年の米国の遺産税、贈与税および世代跳梁税を分析する。加えて非公開会社の資産税課税上の評価価格の決定要素について議論する。ハーバード・ビジネス・スクールのキース・バタース教授らの著書『課税の効果：企業合併 (Effects of Taxation: Corporate Mergers)』は、遺産税と中小企業における合併等、経営の意思決定について調査している。そこでは財務省が遺産税のために設定した非公開会社の株式評価における不確実性は、非公開会社が売却される要素となっていると指摘している。非公開会社の評価システムが重要な経営判断要素となっている訳である。

米国においては非公開会社の評価に関して、画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていない。そのため、裁判上又は学説上、評価に関する様々な主張が議論され、検討の対象となっている。この点は日本において、「財産評価基本通達」という、資産評価のための画一的ルールが存在しているのと対照的である。米国における評価の実際では日本では対象とされない要素も加味される。例えばわが国においては会社を評価する際には経営権を考慮に入れないが、米国では経営権そのものも評価している。米国における経営権の評価に関する実情は重要な研究対象である。また米国における画一的なルールではない、非公開会社の評価に関するインフラとしては、例えば評価を行う業界

団体などがある。そのさきがけとも言える 1936 年に設立された米国技術鑑定協会などはフランクリン・ルーズベルト政権の時代に整備されている。これは各会社にとって適切な価格を決定するためには個々の事情を勘案して決定する方がより水平的に公平であるという考えに基づくものであると指摘する。この意味で非公開会社の価値評価の仕組みは、ルーズベルト政権時の租税政策の影響を受けているのである。

第四に日本における相続および相続税とは歴史的にどのようなものであったのか、を分析する。日本の法制史が専門の石井良助東京大学名誉教授は上代から現代に至るまでの相続法を研究しているが、その研究を検討することにより日本では相続を実施する際、相続人の資格について一定の選考、選抜を行うようになってきたことを指摘する。つまり日本の相続において「家族の責任」を果たせる人間が資産を受け継いでいるということである。そのような相続制度に対して、明治時代に始まった相続税制度がどのように対応したかを検討する。

次に第二次大戦後において、わが国の税制の近代化を推進したシャウプ勧告を契機に、相続税がどのように変容していったかを検討していく。その中で前述の「家族の責任」のあり方も再び問われることになる。この戦後日本の租税政策に大きな影響を及ぼしたシャウプ勧告とルーズベルト政権の税制政策とは実は関係しているのである。というのは団長のカール・シャウプ教授および使節団のひとりであるスタンレー・サリー教授はルーズベルト政権の租税に関する政策コミュニティに属する人物であった。ルーズベルト政権における公平性はシャウプ勧告において、例えば財閥による影響の排除において垂直的公平性の確保が図られ、遺産所得税形式の採用で水平的公平性を図っているなど、随所に垣間見ることができるのである。

本稿において、このシャウプ勧告の「理論と哲学」が根付いているからこそ、戦後の日本では米国のように相続税に関して大きな変動はなかったと指摘する。しかし、その反面、現在では社会保障の分野において日本の伝統的な価値観である「家族の責任」が問われるような場面も多く存在するのである。以上を踏まえた上で今後、相続税や事業承継などの資産税の分野において多面的で活発な議論の必要性を提言する。

(2) 日本における相続税の展開

既述のとおり本稿は日米の遺産税・相続税を比較する形で論を進めている。そのような議論は現在の日本における相続税のあり方を考える上で有益であると判断するから

である。

日本においても相続税は最近、改正になっている。つまり平成 25 年度税制改正法案が平成 25 年 3 月 29 日参議院を通過し、成立している。同税制改革法案の相続税の部分に関していうと、今回の税制案は棚上げにされたままであった平成 23 年の税制改正案が漸く実現したものである。新たな相続税は従前と比較して増税となっており、基礎控除が現行の 6 割水準に引き下げられ、税率の構造に関しても 6 段階が 8 段階になり、最高税率が 55%となっている。改正後の相続税が適用されると首都圏の持ち家所有者程度の資産レベルでも相続税を負担する割合が増加するためマスコミなどに取り上げられることも多くなっている。

実は相続税もしくは遺産税は、世界的にみると、どの国でも税率は大きくなく、また近年は米国のように廃止を検討する国も現れている。その意味では、そのような税は過去のものであって将来の発展性はないという考えも成り立つかもしれない。しかし、日本では、税制調査会を中心に相続税の強化を主張する見解が出されてきている。ここ最近の議論の動きを追ってみると、例えば、平成 12 年度の税制調査会答申『わが国税制の現状と課題 ―21 世紀に向けた国民の参加と選択―』は、「相続課税について、ごく一部の資産家層を対象に課税するという従来の位置付けから、より広い範囲に課税していくという方向でそのあり方を検討していくことが必要と考えます。」と述べる。また、平成 15 年度の税制調査会答申『少子・高齢社会における税制のあり方』は、「今後、少子・高齢化の下では、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるねらいから、課税ベースの拡大に引き続き取り組む必要がある。」としている。また、政権交代前の自由民主党の『平成 20 年度税制改正大綱』（平成 19 年 12 月 13 日）は、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることを検討する旨を述べている。同大綱は、新たな事業承継税制の創設について述べているが、その中に次のような記述がある。

「この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。」

同様な記述は、財務省の『平成 20 年度税制改正の大綱』（平成 19 年 12 月 19 日）、および閣議決定『平成 20 年度税制改正の要綱』（平成 20 年 1 月 11 日）にもある。現行の相続税

制に対する批判はこれまでも少なくなかった。しかし、税制調査会は、最近までこの課税方式を維持する方針を示していた。例えば、相続時精算課税制度を導入する契機となった税制調査会『あるべき税制の構築に向けた基本方針』（平成 14 年 6 月 14 日）は、相続税・贈与税の一体化、累積課税化を検討しつつも、「法定相続分を基調とする取得課税による現行の体系については維持すべきである」と述べていた。しかし、最近になって、上記の税制改正大綱のほか、税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』（平成 19 年 11 月）においても現行の相続税の問題点が指摘されている。つまり、個々の相続人の相続額に応じた課税がなされないこと、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生すること、及び各種特例が他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があること、が指摘されていた。

平成 21 年に政権が交代し民主党政権になってもこの相続税増税の路線は継承され、平成 23 年度の税制大綱には、今回制度化された増税案が盛り込まれるに至った。しかし当時の税制改正においてより大きな問題は消費税の増税であり、相続税の改正についてはその陰に隠れて成立が後回しになっている。そして平成 24 年に再度、自由民主党に政権が交代した後、平成 25 年度の税制改正において相続税増税案が成立した訳である。

驚くべきことに、この間の相続税課税強化論に有識者やマスコミからは目立った反論は聞かれなかったのである。その中で、国税庁長官を歴任した早稲田大学の渡辺裕泰教授は、日本におけるこの様な相続税課税強化論に疑問を呈している。渡辺教授は外国においては相続税に批判的な声が強く、実際に廃止・縮小する潮流にあることを指摘し、「もう一度皆で考えるべき事柄なのではないか。」と問題提起している。本稿はこのような問題提起に対して資料を提供することも目的としている。

(3) 本稿における法的分析の意義と志向するもの

ここで本稿において租税法という法的な側面から、米国の遺産税と日本の相続税の歴史を研究する意義について触れておこう。実はこの問題については、日本における租税法研究の沿革に関係している。

東京大学の金子宏名誉教授によると、日本における租税法研究は、昭和 40 年頃まではドイツの租税法に範をとって、主として租税法基礎理論及び租税手続法を中心とする租税法であった。シャープ勧告が、大学で講義されるべき租税法の内容として考えていたのは、所得税・法人税のようにわれわれの経済生活と密接な関係をもった租税に関する実体法

であったことを考えると意外なことである。租税実体法は、租税法全体の中で最も重要な分野であるが、租税実体法の本格的な研究が開始され、この分野の本格的業績が公にされるようになったのは、昭和40年代に入ってからである。それ以来、租税実体法の研究は、徐々に盛んになって今日に至っている。しかし租税法における優れた研究業績は租税法総論の分野や個別の租税法律の場合でも所得税法や法人税法に偏っており、相続税の分野は少ないように感じられる。本稿における米国の遺産税と日本の相続税に関する歴史分析は、相続税に関する体系的な研究に貢献できると考える。

また、東京大学の碓井光明名誉教授は、「租税法学を実り豊かにするためには、租税政策論、租税行政論、税制史、租税思想史、租税立法過程論等の作業が不可欠」と指摘している。この租税政策論等に積極的に取り組んでいる、早稲田大学の畠山武道教授は、税法学の役割の一つに、「既存の税制度を認識し、問題点を発見し、評価し、代案を提示するために具体的に役立つ分析方法や基準を、主権者である市民＝納税者に提供すること」をあげている。この観点から本稿において米国における遺産税および日本における相続税の歴史を分析することにより、過去に市民がどのような経緯でどのような選択肢を採用したかという情報を示すことができると考える。例えば米国における、特に遺産税廃止運動に関わった政治家、市民、ロビイスト、企業団体等の行動、価値観は、相続税の存続を当然と考える日本の国民にとって税制上の問題点に気づききっかけになると考えるのである。これらの点で本研究は意義がある。

第2 本論の構成と各編の概要

それでは本稿の構成を紹介しよう。

第1章は、米国の遺産税の歴史を南北戦争の前、1789年に遡って、第二次世界大戦までの遺産税の沿革について検討する。その際、「富の再配分」や「財政の要請」など、遺産税の創設もしくは増減税に影響を与えた要素について焦点を当てることにしている。現在に至る米国の遺産税の歴史は1916年に遡ることになる。当時は第一次世界大戦の戦費を賄う必要があり「財政の要請」が大きな要因であった。しかし1916年の遺産税を成立させたのはそれだけが要因ではなく、それ以前の社会のリーダーの価値観も大きく影響している。例えば鉄鋼王アンドリュー・カーネギー (Andrew Carnegie) は、1889年に執筆した随筆『富の福音 (The Gospel of Wealth)』の中で、誤った愛情が唯一の原因で親は大きな財産を子供に残すということと、そして相続した機関に固有の悪は、その数

少ない利益よりもはるかに大きいと記している。また当時のセオドラ・ルーズベルト大統領は、富の集中することを防止する手段として、急進的な遺産税の課税を強力に支持した、というように「富の再配分」の必要性を指摘する論者も多かったからである。

その後、大恐慌の時代には、他の税からの歳入が伸びない中、遺産税は相当の税収を計上し歳入に対して貢献をした。この大恐慌の時期に政権を担当することになったのがフランクリン・ルーズベルト大統領であるが、彼の租税政策は遺産税に限らず租税政策全体に富裕層の財政的な責任を強調したことが特徴的であった。つまり租税政策に対して公平性を主張し、道徳的なアプローチを採用したのである。同大統領時代のもうひとつの特徴は、租税に関する新しい政策コミュニティが発達したことである。1930年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなく、彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していた。このコミュニティの中にカール・シャウプ教授やスタンレー・サリー教授もいたのである。従って、シャウプ勧告にはフランクリン・ルーズベルト政権時の租税政策の影響を受けていると考えられるのである。

第2章では第二次世界大戦以後、現在までの米国遺産税の沿革について分析する。すなわち第二次世界大戦前後になると遺産税はその構造的な欠陥が指摘されるに至る。既述のとおりコロンビア大学のビックリー教授は1947年に著書『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとしている。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している。これらの指摘に応える形で、以後、世代跳梁税の創設などの改正が図られることになるのである。一方、第二次世界大戦後には別の異なる動きがなされている。第二次世界大戦後すぐの1951年にハーバード・ビジネス・スクールのバタース教授等は、共著『課税の効果：企業合併 (Effects of Taxation: Corporate Mergers)』において遺産税と二重課税そして中小企業における合併の間の直接的な関係について示している。彼らは遺産税の非公開会社の所有者に対するインパクトは高い所得税と低いキャピタルゲイン税率とによって増幅されるとしている。更に2010年の遺産税廃止を決めた2001年法を推進したのは大企業の創業一族といった富裕層というよりも、全米独立企業連盟 (National Federation of Independent Businesses: NFIB) といった中小企業の経営者によって組織された団体が主体であったが、米国における特に中小企業を対象とした優遇税制は第二次世界大戦前後に端を発して

いる。遺産税のあり方と合併など企業の重大な意思決定には大きな関連性があり、両者を関連つけて議論することは意義深いと考えるのである。また第2章では米国連邦議会の、特に公聴会における議論を分析することによって連邦遺産税に対する成立プロセスの特徴を3つの類型として分類することを試みた。つまり特徴の第一は主に所得税制定において見られる増分主義ではなく、急進的な改正が多いということであり、このことは遺産税等の複雑性や控除額が高く、一般の国民には課税対象となることが少ないこと等が起因している。第二の特徴としては、党派による対立軸が存在していないことであり、第三の特徴としては地域的な特徴で、議会での発言者が都会選出というより田園地帯から選ばれた議員が多いということである。またプリンストン大学教授のダニエル・カーネマン (Daniel Kahneman) が2002年にノーベル経済学賞を受賞して以来、行動経済学の手法は法律学の分野でも分析の手段として用いられているがここでは主に「タックス・サリエンス (Tax Salience)」、「メンタル・アカウンティング (mental accounting)」という概念を用いて遺産税の特徴について検証を試みている。

これらに加え本章では、コロンビア大学教授のマイケル・グレーツとイェール大学イアン・シャピロが、2010年に実現した遺産税の廃止に至る過程を詳述した著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット』に描かれている「楽天的」という遺産税を廃止に追い込んだ米国人の価値観についても議論することとしている。

第3章では現在の米国における資産税について検討する。米国では2010年に遺産税の廃止が実施され、その後も2008年に発生したリーマン・ショックによる不景気の影響により減税政策が取られた。2001年法以降の遺産税は、これら政治的、経済的な大きな変化を反映している。遺産税の改正に関してはこの数年の動きは目覚ましいものがある。2010年における遺産税廃止の運動に関しては第2章で分析するが、その2001年法を存続させるか否かの議論は漸く2013年にひと段落つくことになる。つまり2013年1月2日にオバマ大統領は2012年法 (American Taxpayer Relief Act of 2012) に署名した。そのことにより大統領は2001年法以来、遺産税と贈与税関係で不安定な状況に終止符を打ったことになる。この章では、まずこの10年余りの期間における資産税の変遷を検討する。次に現行の資産税の概要を述べる。ここでは特に資産税の手続き面を重視している。というのは米国の採用する遺産税の形態は、手続き面に良く特徴が現れると考えるからである。第3章の後半には非公開会社株式の評価について詳細に検討する。米国においては遺産税および贈与税における非公開会社の評価に関して、画一的な評価方法、あるいは評

価のための公式が定められていない。そのため、裁判上又は学説上、評価に関する様々な主張が議論され、検討の対象となっている。また非公開会社の評価に関する米国の仕組みも、1936年に設立された米国技術鑑定協会（American Society of Technical Appraisers : ASTA）や1939年に設立された技術評価協会（Technical Valuation Society : TVS）など、評価を行う上でのインフラである業界団体はルーズベルト政権の時代に整備されている。これらは公平性を重視した同政権の政策の影響と考えられるのである。公平性には垂直的公平性と水平的公平性があるが、第3章における世代跳梁税の創設が垂直的公平性の確保の動きとすれば、非公開会社の評価へのインフラ整備の動きは水平的公平性を確保する意味があるといえよう。

この遺産税に関する非公開会社の評価に関しては、経営コンサルタントのシャノン・プラット（Shannon P. Pratt）とアリナ・ニクリータ（Alina V. Niculita）による著書『企業評価：非公開会社の分析と評価（Valuing a Business: The Analysis and Appraisal of Closely Held Business）』が5版を重ね、代表的な資料とされているので本書を参考に遺産税に関する非公開会社の評価のあり方を議論していきたい。米国の非公開会社の評価については租税裁判所の上級判事であるデビッド・ラロ（David Laro）が「常に評価に関する担当判事の意見を読むように（Always read the opinions on valuation that were written by the judge handling the case）」と記しているように、多くの意見が示される分野である。判例分析が特に重要な項目であろう。また日本の研究に関しては東北大学の渋谷雅弘教授による詳細かつ網羅的な研究が存在する。従って、ここでは特にその研究以降の判例の動向に主に焦点を当てて分析することにする。

第4章では、第1章で取り上げた遺産税の展開の中で米国企業がどのように対応してきたかを取り上げる。具体的には大企業デュポン社を分析することでそれを行うことにする。ここでデュポン社を取り上げるのは、同社の創成期の主力商品が火薬であり、遺産税の創設原因であった戦争と密接に繋がっているからである。つまり、戦争があった場合、同社は売上の増加があったわけで、創業者一族がその企業価値の増加に対して、どのようにエスレート・プランニング（相続対策）をしていたかは興味深いところである。また同社の創業者一族には著名な経営史学者であるアルフレッド・チャンドラー（Alfred DuPont Chandler）がおり、その著書『組織は戦略に従う（Strategy and Structure）』などでデュポン社の歴史については比較的史料が入手しやすいという側面も記しておく。この章ではデュポン社が創業者一族であるデュポン家のエスレート・プランニングの為に信

託制度を用いていることを指摘することになる。米国では信託制度は現在でも検認

(probate) 関係の費用を削減する目的等で良く用いられているが、1976年及び1986年の世代跳梁税の創設・改訂までは世代を超えた資産移転の手段として富裕層によく用いられてきたものである。デュポン家における信託の利用については、世代跳梁税導入におけるコロンビア大学のジョージ・クーパー教授の著名な研究が利用できるため、その研究をベースに検討したい。

デュポン社に関する議論の後には、信託に対する課税制度の歴史的な展開および概要を示すことになる。ここで信託制度を用いた巨額資産の世代跳梁移転に関する分析で指導的な立場にあったのは、フランクリン・ルーズベルト政権の租税政策コミュニティの一員であるスタンレー・サリー教授であった。サリー教授は巨額の資産が低い税率で世代間移転されることを防ごうとしたのである。つまり同政権時における公平性の確保という租税政策の思想は世代跳梁税の成立に深く関わっていたといえよう。

第4章では大企業デュポン社およびその創業者一族を例に分析したが、第5章では規模の小さな中小企業の経営問題に関して焦点を当てていく。中小企業においては誰が経営権を握るのか、という問題が大企業以上に重要であると考えられ、そこに信託制度を利用したスキームが用いられてきた。また第2章で分析した通り米国における遺産税の改正、廃止の推進役の一人は中小企業である。その実務がどのようなものであるかは興味深いところでもある。ここでは1972年に最高裁判所によって示された「合衆国対バイラム (United States v. Byrum)」の裁判例を中心に議論を進めていく。本事例は、信託に移転した未公開企業株式に対する個人の議決権などの経営権に関して議論されたもので、経営権の範囲およびその遺産税の取扱いを議論する上で必要不可欠である。このバイラムの事例は信託に移転された株式に対して経営権が留保された場合においてもその株式は被相続人の総遺産に含まれない、と判示されたものである。本章では経営権の内容に言及した後に、この事例を契機に検討されたスキームについて分析したい。その過程で経営権の範囲が明らかになってくるのである。この章における分析はわが国における種類株式の評価のあり方にも関わってくることになる。というのはわが国の種類株式の評価も非公開会社の評価と同様に画一的な基準が存在し、経営権に関しては評価されない。その取り扱いが課税の水平的な公平性が担保されているかは疑問の残るところであるからである。米国における経営権の取扱いは参考になろう。

また第4章で考察した信託を用いた資産継承のスキームへの課税が租税法の改正

を重ねるに従って厳格になってきたのに対し、この経営権が留保されたまま信託へ移転された資産への課税については議会は寛容であるように見える。その原因はその仕組みが複雑であり、一般に理解しがたいこともあるであろう。連邦議会の公聴会でも指摘されているとおり、遺産税の複雑さはこのような信託を用いるスキームのことを指しているといっても良いだろう。これらのスキームは専門家でなければ理解が難しく、一般的に議論されることが少ない。従って第2章で見たように、それが問題となり改正される場合には、急進的とも言える改正になるのである。

第6章では資産凍結を取り上げる。この資産凍結というのは、エステート・プランニングにおいてよく用いられる手法である。このスキームに関しては1980年代後半に制度が数度に渡って改正され、連邦議会で数多の議論がなされている。一種の事業承継スキームへの議会の対応を考察するには良い題材と考える。資産凍結に関する法案が成立する背景やその後の改正にどのような背景を持つ連邦議員が関与してきたかを分析する。ここでも第2章で類型化した3つの特徴が確認できることとなるのである。

その後にはファミリー・リミテッド・パートナーシップによる事業承継への課税を考える。第4章で検討してきたように信託に関しては世代跳梁税の厳格化もあり、信託以外の手段をエステート・プランニングとして用いる納税者も増えてきている。その際注目されるのが制度としての柔軟性に優れるパートナーシップ制度である。パートナーシップ組織は、巨額の資金調達を資本市場から行うことが比較的容易な株式会社制度とは異なり、少数のパートナーから集めた資金を不動産に投資したり、もしくは会計や法律などの専門サービスを提供したりする場合に多く用いられる。このリミテッド・パートナーシップの利用が増えている理由は、資産の集権的な管理、資本の複数世代にわたる集約、所有権移転の単純化、債権者からの保護、遺言検認 (probate) の回避、そして資産税評価における評価額割引の可能性であろう。内国歳入庁はリミテッド・パートナーシップが利用される大きな理由は税制面の有利性にあると強調しているが、実際には同制度が持つ柔軟性の要素が大きい。しかしパートナーシップ制度の柔軟性は事業承継の場面で納税者に有利に働くことは確かなのでその仕組みを分析する必要はある。そこで本稿ではパートナーシップを利用した事業承継税制について検討する。

第7章では日本における相続税制度について検討する。ここでは日本における相続とはどういうものなのかを議論することから始めたい。日本の法制史が専門の石井良助 東京大学名誉教授は上代から現代に至るまでの相続法を研究しているが、その研究を検討

することにより日本では相続を実施する際、相続人の資格について一定の選考、選抜を行うようになってきたことを指摘する。ここでは明治時代における日本最初の相続税が家督相続に対して配慮したものであったことから、長子相続の制度を中心に議論を展開していきたい。この議論を進めるに連れて日本の相続において「家族の責任」という言葉がキーワードとなっていることに気づくのであるが、そのような相続に対して、明治時代に始まった相続税制度がどのように対応したかを検討する。

第二次世界大戦の敗戦はわが国の統治機構に大きな影響を及ぼすこととなったが、税制もその例外ではなかった。次に第二次大戦後において、わが国の税制の近代化を推進したシャープ勧告を契機に、相続税がどのように変容していったかを検討していく。前述の通りシャープ勧告は、フランクリン・ルーズベルト政権における税制改革に関与したカール・シャープ教授やスタンレー・サリー教授等によって行われたものである。従って、同政権が主張していた課税の公平性や民主的租税観等の要素をシャープ勧告の中にも見ることができる。シャープ勧告を機にそれらの要素を日本の課税システムの中で制度化していった訳であるが、その過程で前述の「家族の責任」という概念が薄れていくのである。

一方、そのような、第二次世界大戦前およびその後の相続税制の変化に対して企業がどう対処してきたかは興味あるところであろう。特にシャープ勧告は、垂直的公平性を求め、財閥による影響の排除を大きな目的の一つとしているから、彼らが戦前の相続税に対して、如何に対応してきたかを検討しない訳にはいかないだろう。第 8 章ではわが国における事業継承税制を取り上げる。ここでは代表的な財閥である三井と三菱を取り上げるが、その研究の後に、戦後に大企業に成長したソニーや松下電器産業（現 パナソニック）が如何に事業継承を行なおうとしたかに言及する。

これら日本の大企業の事業継承を検討する過程で、日本の同族企業においては事業継承のために不動産を用い、保有不動産の市場価値と制度上の評価の差を利用して行うケースが多いと指摘するのである。ここではそのような手法を選択するようになった、戦後における事業承継税制の沿革を紹介し、戦後の税制の理論的な支柱であったシャープ勧告との関係で課税の公平性を議論する。そして政策税制としての事業承継税制は、その政策目的の現実的妥当性、その達成度または効果、他の代替手段との選択可能性、その措置によって失われる課税の公平の内容、程度等を勘案して、たえずそのあり方の見直しを図る必要があると結論づけるのである。その後に日本における不動産評価制度について議論している。また日本と米国の租税制度を比較検討するという本稿の趣旨から考えて、米国における不

動産評価制度についても言及する必要があることから、補論において同国の不動産評価について分析することとする。

第3 今後の課題

(1) 日本の相続税の今後

米国における遺産税、日本における相続税の展開を議論する際に農業従事者とともに企業経営者が大きな役割を果たしたことを本稿では示している。そこで相続税の今後について主に企業経営者の考えを通して考察していきたい。

経済界きっての論客とされる牛尾治朗は、東京都知事も務めた評論家の猪瀬直樹との対談で、租税負担の現状について、「儲かっている3分の1の企業と、裕福な5%の人がほとんどの税金を払っている状態です。残りの95%のうち、所得が最高に多い人でも税金は年間約30万円です。ちなみに子供が1人いますと、それ以上の受益があります。裕福な5%の人だけが、負担のほうが多いわけです。『タックス・ペイヤー』というのは、受益よりも負担の多い人のことを指しますが、ならば、日本を『タックス・ペイヤー・デモクラシー』の国にしないとイケません。」と、まず租税負担の公平化については改善の余地があるとしている。また同じ対談集において財政学者で一橋大学名誉教授の石弘光は、働く人の4分の1が所得税を納めていないなどの「税の空洞化」に対して「課税最低限という貧しい人に手厚い政策のように受け取られがちですが、これは錯覚です。賃金が年功序列になっている日本では、結局は若い人が税金を払っていないだけなのです。そしてこのことが若い人の政治的無関心を招き、税金の使徒を監視する義務感を失わせているのです。」と指摘している。これらはシャープ勧告における民主的租税観や、公平の原則の観点から現状の制度においても未だ問題があることを示しているし、改善すべき点であるとも考える。

しかし、シャープ勧告の内容に関しても日本の現状に即した場合に再検討すべきこともあるのも事実である。例えば最近（平成25年5月15日）の日本経済新聞に牛尾治朗は、「わが国が直面する真の危機とは、デフレ脱却後もなお残る高齢社会の負担増と財政危機であり、かつ、それに与野党が目を背けていることだ。これからの日本は、社会保障を削減しつつも、なお国民に負担増を求めなければならない。成果の分配ではなく社会的なコストを誰がどう負担するかが政治の課題となっている。」と指摘している。シャープ勧告当時とは異なる、新しい社会における負担のあり方、つまり税制のあり方は日本に

とつても喫緊の課題となっている。

牛尾は、日本社会が直面する課題の背景にあるのは、民主主義と市場経済の緊張の高まりであると指摘する。そして民主主義を適切に機能させる、民主主義と市場経済の新たな日本型モデルを議論している。その解の手掛かりとして、1970年代後半に田園都市構想を示した大平正芳元総理大臣の政策研究会の議論を掲げている。同研究会では、それまでの欧米社会をモデルとした近代化論に対し、むしろ歴史的に形成された日本型組織の肯定的側面を重視する認識を示し、「重要なのは、日本型組織を安易に全否定することではない。歴史的に形成されてきた日本のイエ型組織の現代版ともいえる日本型組織を新たな社会状況に適応させることが必要だ。」と主張している。ここで「新たな社会状況」とは最近における経済の低成長や高齢化、財政危機等を意味している。この「新たな社会状況」の中ではとりわけ高齢化社会における「家族の責任」と関係が高いと考える。例えば高齢化した両親の介護などの負担責任を物理的に果たしてきた者に対して、租税負担、つまり経済的な責任は現在のままで良いのかは今後の議論の対象となろう。第二次世界大戦前は「家族の責任」を基準に租税負担を考慮していたのである。

また米国で遺産税を廃止に導いた要素のひとつは「楽天」的な「米国人の気質」である。米国の場合は、ビル・ゲイツのような起業家の活躍により1990年代は好景気で、自分の将来に「楽天」的な米国人が増えたのであった。これに対し、日本では逆に相続税課税強化の方向に進んでいる。この理由には、米国と比較して1990年代以降、日本はバブル経済崩壊後の長期的な不景気が続行していて「楽天」的にはなれなかったという状況にあった。しかし平成24年に政権が自民党に復帰し、第二次安倍晋三内閣になってからの経済政策、いわゆる「アベノミクス」により日本人の気質も変化し、相続税の廃止も議題に上るかもしれない。実際、サントリーホールディング社長の佐治信忠社長は、消費税増税の議論の中で「消費増税の論議については「将来的には15%ぐらいにしなければ社会保障は成り立たないが、景気が悪いときの増税は問題」と厳しく批判し、その代替案として、相続税を一定期間、ゼロにすることで「若者にお金を使ってもらふ施策が必要。官僚には『損して得を取る』という発想がない。これまで税金を上げれば、そのまま税収が増えるという考え方で失敗してきた。」と別の角度から相続税の一時廃止を提唱している。相続税の廃止はシャープ使節団の一員であるビックリー教授の累進課税制度の主張とは相容れないところである。しかしそのような議論も政策的に提起される可能性もあるのである。

上記でシャープ勧告の中における検討すべき課題も指摘した。しかしこのことがシャープ勧告を否定することにはならないと考える。むしろ今後における日本の環境の変化もシャープ勧告の「理論と哲学」に照らし合わせて、改善すべき点を議論する、としたほうが米国で見られるような、特に相続税における不公平は生じなくなるはずである。その意味でシャープ勧告の「理論と哲学」の意義は今後も色褪せることはないと考えられるのである。

(2) 今後の研究の方向性

本稿は日本におけるシャープ勧告の評価も一つの目的としているために、シャープ使節団の出身国である米国の遺産税を取り上げてきた。シャープ使節団が日本を訪問した際の米国の遺産税体系および遺産税の課税実態の反省に立って、シャープ勧告が作成されたことは特筆すべきであろう。そのシャープ勧告の「理論と哲学」に則ったわが国の相続税は課税強化の方向に向かっている。そして現在では他の国についても遺産税のような資産税は大きな議論の対象になっているようである。

例えば英国では相続税が課せられる他、生前における贈与についても原則として相続税の対象としている。しかしながら 1986 年に潜在的免税贈与という概念が導入され、ほとんどの生前贈与は潜在的免税贈与として扱われている。潜在的免税贈与に区分されると、贈与者がその贈与の時点から 7 年以内に死亡した場合のみ納税義務が発生する。つまり死亡する 7 年以上前に贈与をしておけば、ほとんどの生前贈与は非課税になるということである。このような英国特有の概念が存在することにより英国ではタックス・プランニングの余地が大きいとされる。住宅価格が上昇する 2006 年には、野党である保守党は相続税を廃止して、短期キャピタルゲイン税と置き換えるべきことを提唱している。英国でも相続税は議論の対象となっており、その経緯は検討すべきであろう。

フランスでは相続税自体は存在するが、2007 年 8 月以降、夫婦間および同居の兄弟間の相続税が非課税とされた。また子に対する相続税・贈与税の控除を大幅に拡大した結果として、贈与の利用の意味が多少減少しているという。またアジア諸国に関しては中国、インド、マレーシア、タイ、ベトナムには相続税、贈与税がなく、シンガポール、香港には相続税はあるが、贈与税はない。但し、シンガポールでは、死亡前 5 年以内の贈与は相続財産に加算される。これら新興国の中には海外の富裕層を国内に呼び込むために、相続税等を彼らに有利に設計する場合も考えられる。その租税政策や課税制度も研究

していくべきであろう。本稿では米国における連邦遺産税に対する成立プロセスの特徴を3つの類型として分類することを試みた。同様な研究については各国においてなされるべきである。その過程で行動経済学的な分析手法は特徴を明確化させる上で意義あるものと考えられる。

また以上のような海外の税制とわが国の税制との違いを利用した租税回避は今後、更に増えるに違いない。この国際的な租税回避の分野も研究が進められるべきである。この分野の裁判例として平成23年2月18日の「武富士事件」の最高裁判決は記憶に新しいところである。この事件は、親が保有する国外財産を海外に居住する子に贈与した事例である。贈与の実施は1999年に行われているが、当時の税制では日本に住所を有しない者への国外財産の贈与は日本の贈与税の対象外とされていた。相続税法において住所についての定義規定は特になく、相続税法基本通達において「法に規定する「住所」とは、各人の生活の本拠をいうのであるが、その生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判定するものとする。」と規定されているのみである。この事件は、この「生活の本拠」が日本であるのか香港であるのかが争われている事件で、財産が国内財産・国外財産のいずれであるか、については争点となっていない。東京地裁では納税者勝訴、東京高裁では納税者敗訴となっている。

最高裁では、「本件贈与を受けたのは赴任の開始から約2年半後のことであり、（中略）、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位（合計4年）で賃借した本件香港居宅に滞在して過ごし、（中略）これが贈与税回避の目的で仮装された実体のないものとはうかがわれぬ」とし、「本件贈与を受けた時において、本件香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、本件杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということはできない」として、香港に生活の本拠があると判断している。また、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、（中略）各滞在日数を調整していたことをもって、現に香港での滞在日数が本件期間中の約3分の2（国内での滞在日数の約2.5倍）に及んでいる上诉人について前記事実関係の下で本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する理由とすることはできない」として、客観説を貫き、東京高裁判決を破棄している。この「武富士事件」は日本人の活動が国際化する中で資産税の観点から「課税の公平性」を実質的に確保することが難しくなってきた

ていることを示しているが、このような国際的な租税回避の問題に関する研究も必要となるろう。

第4章では米国の信託税制に関して分析したが、以前は信託を用いて世代跳梁移転の形で巨額の資産を孫やそれ以下の世代に対して著しく低い租税負担で移転していたのである。そのスキームが世代跳梁税の創設でほとんど効果を示さなくなっている。ではデュポン家のような資産家は現在どのような事業承継スキームを用いているのか、もしくは何もせずにいるのか、は研究すべきであろう。具体的には本稿でも触れたところであるがピエール・デュポンが1937年に創設したロングウッド・ファンデーションのような非営利団体を通じての資産管理について研究すべきである。その際、第5章で詳述した経営権の評価を如何に取り扱うべきか、という問題にも向き合うべきであろう。

また租税法の分野を一部逸脱するが、資産の移転と「家族の責任」について検討すべきである。わが国においては第二次世界大戦前、親族を扶養するなどの「家族の責任」を果たせる人間を選抜し、家督を継がせるという家督相続の制度があり、その制度の上に課税制度も立脚していた。戦後はそのような仕組みは排除されたのであるが、社会保障費の上昇を抑えるためとQOL（Quality of Life: 生活の質）を向上させる等のために、現在、改めて社会保障の担い手としての家族が注目を集めている。そういう「家族の責任」を果たしている家族とそうでない家族が存在する場合に、両者の租税負担が同じでいいのかは研究する必要があるだろう。確かに現在でも首都圏に位置する等の資産の状態により、小規模宅地等の特例などの規定があるが、それらが十分であるかの検証は常時必要である。

本稿は米国における連邦税である遺産税について議論しており、州レベルの相続税についてはほとんど検討しなかった。しかし遺産税が創設された1916年までに既に多くの州では遺産税や遺産所得税の体系の死亡税を導入しており、現在もオハイオ州やケンタッキー州などで州税としての死亡税が実施されている。既述のとおりシャープ勧告は地方分権の推進と地方自主財源の充実の必要性を強調している訳であるが、そのような項目を勧告にするに至った米国の地方制度と沿革についても興味あるところであろう。

以上、今後の研究の方向性のいくつかを示しておいたが、相続税、遺産税のような資産税については研究の蓄積は現状では限られていると感じざるを得ない。今後も引き続き議論や分析が必要であろう。